

昭和三十二年通商産業省令第二十二号

工業用水法施行規則

工業用水法(昭和三十一年法律第百四十六号)に基き、および同法を実施するため、工業用水法施行規則を次のように制定する。

(用語)

第一条 この省令で使用する用語は、工業用水法(以下「法」という。)で使用する用語の例によること。

第二条 削除

(許可の申請)

第三条 法第四条第一項の申請書の様式は、様式第一のとおりとする。

2 法第四条第二項の経済産業省令、環境省令で定める書類は、次のとおりとする。

一 様式第一による井戸の構造図

二 井戸の設置の場所を示す図面

三 様式第三による井戸使用計画書

四 法第五条第二項の規定の適用を受けようとする場合は、井戸により採取する地下水をその用

に供することがその工業の遂行上必要かつ適当であつて、他の水源をもつて代えることが著しく困難なことを説明する書類

(許可の基準)

第四条 法第五条第一項(法第七条第二項において準用する場合を含む。)の経済産業省令、環境省令で定める技術上の基準は、別記のとおりとする。

(経過措置に係る期間の起算日)

第四条の二 法第六条第二項の経済産業省令、環境省令で定める日は、別表第一の上欄に掲げる地域について同表の下欄に掲げる日とする。

3 工業用水法の一部を改正する法律(昭和三十七年法律第九十九号)附則第四項の總理府令、通商産業省令で定める日は、別表第三の上欄に掲げる地域について同表の下欄に掲げる日とする。

(経過措置に伴う届出)

第五条 法第六条第三項の届出書の様式は、様式第四のとおりとする。

2 法第六条第四項の経済産業省令、環境省令で定める書類は、次のとおりとする。

一 様式第二による井戸の構造図

二 井戸の設置の場所を示す図面

三 様式第五による井戸使用状況説明書

(変更の許可)

第六条 法第七条第一項の許可を受けようとする者は、様式第六による申請書に次の書類を添付して、都道府県知事(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市(以下「指定都市」という。)の区域内にあつては、指定都市の長。以下同じ。)に提出しなければならない。

一 様式第七による井戸の構造図

二 様式第八による井戸使用計画書

三 法第七条第二項において準用する法第五条第一項の規定の適用を受けようとする場合は、井戸により採取する地下水をその用に供することがその工業の遂行上必要かつ適当であつて、他の水源をもつて代えることが著しく困難なことを説明する書類

(氏名等の変更の届出)

第七条 法第九条の規定による届出をしようとする者は、様式第九による届出書を都道府県知事に提出しなければならない。

(承継の届出)

第八条 法第十条第三項の規定による届出をしようとする者は、様式第十による届出書を都道府県知事に提出しなければならない。

(廃止の届出)
第九条 法第十一条の規定による届出をしようとする者は、様式第十一による届出書を都道府県知事に提出しなければならない。

(報告の微収)
第十条 許可井戸の使用者は、工業用水法施行令(昭和三十二年政令第百四十二号。以下「令」という。)第二条第一号または第二号に規定する事項について、当該変更の都度遅滞なく、様式第十二による報告書を都道府県知事に提出しなければならない。

十一条 第三条第一項、第五条第一項及び第六条から前条までの規定は、都道府県(指定都市の区域内にあつては、指定都市)の条例、規則その他の定めがあるときは、その限度までに、様式第十二による報告書を都道府県知事に提出しなければならない。

2 (条例等に係る適用除外)

十二条 許可井戸の使用者は、令第二条第三号から第六号までに規定する事項について、毎年四月末日において適用しない。

附則 この省令は、昭和三十二年七月十日から施行する。

附則 (昭和三十三年一二月四日通商産業省令第一三二号)

この省令は、公布の日から起算して一月を経過した日から施行する。

附則 (昭和三四年三月六日通商産業省令第一七号)

この省令は、公布の日から起算して一月を経過した日から施行する。

附則 (昭和三五年五月一七日通商産業省令第五一号)

この省令は、公布の日から起算して一月を経過した日から施行する。

附則 (昭和三五年一月一九日通商産業省令第一一五号)

この省令は、公布の日から起算して一月を経過した日から施行する。

附則 (昭和三五年八月一四日通商産業省令第八八号)

この省令は、公布の日から起算して一月を経過した日から施行する。

附則 (昭和三七年八月三十一日)から施行する。

附則 (昭和三七年八月三十一日)から施行する。

この省令は、公布の日から起算して一月を経過した日から施行する。

附則 (昭和三七年一〇月一日通商産業省令第一一三号)

この省令は、公布の日から施行する。

附則 (昭和三七年一〇月二〇日通商産業省令第一一五号)

この省令は、公布の日から起算して一月を経過した日から施行する。

附則 (昭和三七年一一月二〇日通商産業省令第一一五号)

この省令は、公布の日から施行する。

附則 (昭和三八年三月二六日通商産業省令第一三号)

この省令は、公布の日から施行する。

附則 (昭和三八年六月一日通商産業省令第六四号)

この省令は、公布の日から起算して一月を経過した日から施行する。

附則 (昭和三八年六月二四日通商産業省令第七一号)

この省令は、公布の日から起算して一月を経過した日から施行する。

この省令は、昭和三十八年七月一日から施行する。

附 則（昭和三八年一〇月一日通商産業省令第一一八号）抄

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和三九年八月一日通商産業省令第七八号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和三九年四月一〇月五日通商産業省令第四五号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和三九年八月一日通商産業省令第九八号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和四〇年一月五日通商産業省令第一号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和四〇年六月一日通商産業省令第四八号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和四〇年九月二五日通商産業省令第九六号）

この省令は、公布の日から施行する。ただし、別表第一の改正規定中同表に表を加える部分は、公布の日から施行する。

附 則（昭和四一年五月一七日通商産業省令第四八号）

この省令は、公布の日から起算して一月を経過した日から施行する。

附 則（昭和四一年六月一〇日通商産業省令第六一号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和四一年一月一五日通商産業省令第四号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和四一年一月四日通商産業省令第一六八号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和四一年五月一五日通商産業省令第五四号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和四四年二月一〇日通商産業省令第一五号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和四四年九月二〇日通商産業省令第八九号）

この省令は、公布の日から起算して一月を経過した日から施行する。

附 則（昭和四五年一月一八日通商産業省令第一一七号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和四五年九月一一日通商産業省令第九四号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和四五年二月一八日通商産業省令第一一七号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和四五年九月二〇日通商産業省令第八九号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和四六年三月三一日通商産業省令第二二一号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和四六年五月一五日通商産業省令第四八号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和四七年七月一日総理府令第四一号）

この府令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和四七年四月三日総理府・通商産業省令第一号）

この命令は、昭和四十七年五月一日から施行する。

附 則（昭和四七年九月一日総理府・通商産業省令第二号）

この命令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和四八年三月二七日総理府・通商産業省令第一号）

この命令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和四九年七月三一日総理府・通商産業省令第二号）

この命令は、昭和四十九年八月一日から施行する。

附 則（昭和五〇年八月一日・総理府・通商産業省令第二号）

この命令は、公布の日から施行する。ただし、別記の改正規定は、昭和五十年八月十五日から施行する。

附 則（昭和五一年四月五日総理府・通商産業省令第一号）

この命令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和五三年一一月一六日総理府・通商産業省令第四号）

この命令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和五四年一月十六日から施行する。）

附 則（昭和五四年三月一一日総理府・通商産業省令第一号）

この命令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和五四年六月三〇日総理府・通商産業省令第三号）

この命令は、昭和五十四年七月一日から施行する。

附 則（昭和五四年三月一〇日総理府・通商産業省令第四号）

この命令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和五四年六月三〇日総理府・通商産業省令第一号）

この命令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和五四年四月一〇日総理府・通商産業省令第一号）

この命令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和五六年四月一〇日総理府・通商産業省令第一号）

この命令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和五六年七月一〇日総理府・通商産業省令第一号）

この命令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和五六年七月一〇日総理府・通商産業省令第三号）

この命令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和五六年七月一〇日総理府・通商産業省令第二号）

この命令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和五九年六月一二日総理府・通商産業省令第二号）

この命令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和五九年七月五日から施行する。）

附 則（昭和六〇年一月一〇日総理府・通商産業省令第三号）

この命令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和六一年七月一九日総理府・通商産業省令第二号）

この命令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和六一年一月一日総理府・通商産業省令第三号）

この命令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和六二年三月二四日総理府・通商産業省令第一号）

この命令は、昭和六十二年四月一日から施行する。

附 則（昭和六二年一〇月七日総理府・通商産業省令第四号）

この命令は、公布の日から施行する。

附 則（平成元年九月九日総理府・通商産業省令第四号）

この命令は、公布の日から施行する。

附 則（平成元年一〇月一七日総理府・通商産業省令第七号）

この命令は、公布の日から施行する。

附 則（平成六年九月一八日総理府・通商産業省令第三号）

この命令は、行政手続法（平成五年法律第八十八号）の施行の日（平成六年十月一日）から施行する。

附 則（平成八年三月一八日総理府・通商産業省令第一号）

この命令は、平成八年四月一日から施行する。

附 則（平成一一年三月三〇日総理府・通商産業省令第四号）

この命令は、公布の日から施行する。

附 則（平成一一年八月三日総理府・通商産業省令第二号）

（施行期日） 第一条 この命令は、平成十二年四月一日から施行する。

附 則（平成一一年三月三一日総理府・通商産業省令第八号）

（施行期日） 第一条 この命令は、平成十二年四月一日から施行する。

附 則（平成一一年八月一四日総理府・通商産業省令第九号）

（施行期日） 第一条 この命令は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日（平成十三年五月一日）から施行する。

附 則（平成一八年九月一日経済産業省・環境省令第八号）

（施行期日） 第一条 この命令は、公布の日から施行する。

附 則（平成一七年四月二六日経済産業省・環境省令第二号）

（施行期日） 第一条 この命令は、平成二十七年四月一日から施行する。

附 則（令和元年七月一日経済産業省・環境省令第三号）

（施行期日） 第一条 この命令は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日（令和元年七月一日）から施行する。

附 則（令和二年一二月二八日経済産業省・環境省令第五号）

（施行期日） 第一条 この命令は、公布の日から施行する。

第二条 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（次項において「旧様式」といふ。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

2 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、合理的に必要と認められる範囲内で、当分の間、これを取り繕つて使用することができる。

別記（第四条関係） 1 令別記第一号の地域に設置する井戸のうち、次の表の上欄に掲げる地域に設置するものについては、その揚水機の吐出口の断面積及びストレーナーの位置がそれぞれ同表の中欄及び下欄に掲げる基準に該当するものであること。

2 についてはその揚水機の吐出口の断面積及びストレーナーの位置がそれぞれ同表の中欄及び下欄に掲げる基準に該当するものであること。

に掲げる基準に、同表の上欄口に掲げる地域に設置するものについてはその揚水機の吐出口の断面積が同表の中欄に掲げる基準に該当するものであること。

地域 イ 東日本旅客鉄道東海道本線で蒲田駅から川崎駅を経由して鶴見駅に至るも の以東の地域

揚水機の吐出口の断面積（平方センチメートル） 四六以下 ル）（地表面下メートル）

ストレーナーの位置（地表下メートル） 四六以下

イ 内部川及び内部川との分岐点以東の鈴鹿川以北の地域

揚水機の吐出口の断面積（平方センチメートル） 二一以下 一〇〇以深

ストレーナーの位置（地表下メートル） 二三〇以深

イに掲げる地域以外の地域

揚水機の吐出口の断面積（平方センチメートル） 二二以下 五〇以深

ストレーナーの位置（地表下メートル） 二二を超え四六以下 一五〇以深

イに掲げる地域以外の地域

揚水機の吐出口の断面積（平方センチメートル） 二二を超え四六以下 二五〇以深

ストレーナーの位置（地表下メートル） 二二五〇以深 一八〇以深

イに掲げる地域以外の地域

揚水機の吐出口の断面積（平方センチメートル） 三五以下 八以浅又は一八〇以深

ストレーナーの位置（地表下メートル） 一八〇以深

イに掲げる地域以外の地域

揚水機の吐出口の断面積（平方センチメートル） 一八〇以深 六〇〇以深

淀川区 の地域	淀川区 の地域	淀川区 の地域	淀川区 の地域	淀川区 の地域	淀川区 の地域	淀川区 の地域
ハ イ の 地 域	イ 阪 神 電 氣 鐵 道 本 線 以 南 で 東	イ 阪 神 電 氣 鐵 道 本 線 以 東 の 地 域	口 川 以 西 の 地 域	口 川 以 東 の 地 域	口 川 以 東 の 地 域	北 区 (中 津 六 丁 目 を 通 過 す る 一 般 國 道 百 七 十六 號 線 以 西 の 地 域 に 限 る)
三五 を 超 え 四 六 以 下	三五 以 下	四五 以 下	二二〇 以 深	八以 淺 又 は 一八〇 以 深	二二〇 以 深	北 区 (中 津 六 丁 目 を 通 過 す る 一 般 國 道 百 七 十六 號 線 以 西 の 地 域 に 限 る)
ハ イ 及 び ロ に 掲 げ る 地 域 以 外	ハ イ 及 び ロ に 掲 げ る 地 域 以 外	ハ イ 及 び ロ に 掲 げ る 地 域 以 外	ハ イ 及 び ロ に 掲 げ る 地 域 以 外	ハ イ 及 び ロ に 掲 げ る 地 域 以 外	ハ イ 及 び ロ に 掲 げ る 地 域 以 外	セ ン チ メ ー トル 以 下 で か つ 、 そ の ス ト レ ー ナ ー の 位 置 が 地 表 面 下 九 十 メ ー トル 以 深 あ る こ と。
令 別 記 第 六 号 の 地 域 に 設 置 す る 井 戸 の う ち 、 次 の 表 の 上 欄 に 掲 げ る 地 域 に 設 置 す る も の で あ つ て そ の 揚 水 機 の 吐 出 口 の 断 面 積 が 同 表 の 中 欄 に 掲 げ る も の に つ い て は 、 そ の 揚 水 機 の 吐 出 口 の 断 面 積 が 四 十 六 平 方 メ ー トル 以 深 あ る こ と。	令 別 記 第 五 号 の 地 域 に 設 置 す る 井 戸 の う ち 、 次 の 表 の 上 欄 に 掲 げ る 地 域 に 設 置 す る も の で あ つ て そ の 揚 水 機 の 吐 出 口 の 断 面 積 が 四 十 六 平 方 メ ー トル 以 深 あ る こ と。	令 別 記 第 六 号 の 地 域 に 設 置 す る 井 戸 の う ち 、 次 の 表 の 上 欄 に 掲 げ る 地 域 に 設 置 す る も の で あ つ て そ の 揚 水 機 の 吐 出 口 の 断 面 積 が 四 十 六 平 方 メ ー トル 以 深 あ る こ と。	令 別 記 第 五 号 の 地 域 に 設 置 す る 井 戸 の う ち 、 次 の 表 の 上 欄 に 掲 げ る 地 域 に 設 置 す る も の で あ つ て そ の 揚 水 機 の 吐 出 口 の 断 面 積 が 四 十 六 平 方 メ ー トル 以 深 あ る こ と。	令 別 記 第 五 号 の 地 域 に 設 置 す る 井 戸 の う ち 、 次 の 表 の 上 欄 に 掲 げ る 地 域 に 設 置 す る も の で あ つ て そ の 揚 水 機 の 吐 出 口 の 断 面 積 が 四 十 六 平 方 メ ー トル 以 深 あ る こ と。	令 別 記 第 五 号 の 地 域 に 設 置 す る 井 戸 の う ち 、 次 の 表 の 上 欄 に 掲 げ る 地 域 に 設 置 す る も の で あ つ て そ の 揚 水 機 の 吐 出 口 の 断 面 積 が 四 十 六 平 方 メ ー トル 以 深 あ る こ と。	令 別 記 第 五 号 の 地 域 に 設 置 す る 井 戸 の う ち 、 次 の 表 の 上 欄 に 掲 げ る 地 域 に 設 置 す る も の で あ つ て そ の 揚 水 機 の 吐 出 口 の 断 面 積 が 四 十 六 平 方 メ ー トル 以 深 あ る こ と。
揚 水 機 の 吐 出 口 の 断 面 積 (平 方 セン チ メ ー トル)	揚 水 機 の 吐 出 口 の 断 面 積 (平 方 セン チ メ ー トル)	揚 水 機 の 吐 出 口 の 断 面 積 (平 方 セン チ メ ー トル)	揚 水 機 の 吐 出 口 の 断 面 積 (平 方 セン チ メ ー トル)	揚 水 機 の 吐 出 口 の 断 面 積 (平 方 セン チ メ ー トル)	揚 水 機 の 吐 出 口 の 断 面 積 (平 方 セン チ メ ー トル)	揚 水 機 の 吐 出 口 の 断 面 積 (平 方 セン チ メ ー トル)
ス ト レ ー ナ ー の 位 置 (地 表 面 下 メ ー トル)	ス ト レ ー ナ ー の 位 置 (地 表 面 下 メ ー トル)	ス ト レ ー ナ ー の 位 置 (地 表 面 下 メ ー トル)	ス ト レ ー ナ ー の 位 置 (地 表 面 下 メ ー トル)	ス ト レ ー ナ ー の 位 置 (地 表 面 下 メ ー トル)	ス ト レ ー ナ ー の 位 置 (地 表 面 下 メ ー トル)	ス ト レ ー ナ ー の 位 置 (地 表 面 下 メ ー トル)
地 域	地 域	地 域	地 域	地 域	地 域	地 域
イ 墨 田 区	イ 江 東 区	イ 江 北 区	イ 荒 川 区	イ 足 立 区	イ 江 戸 川 区	イ 足 立 区 (荒 川 右 岸 の 地 域 に 限 る)
ロ イ に 掲 げ る 地 域 以 外	ロ イ に 掲 げ る 地 域 以 外	ロ イ に 掲 げ る 地 域 以 外	ロ イ に 掲 げ る 地 域 以 外	ロ イ に 掲 げ る 地 域 以 外	ロ イ に 掲 げ る 地 域 以 外	ロ イ に 掲 げ る 地 域 以 外
8	7	6	5	4	3	2

1 2	令別記第十二号の地域に設置する井戸であつて次の表の上欄に掲げる地域に設置するものについて、その揚水機の吐出口の断面積及びストレーナーの位置がそれぞれ同表の中欄及び下欄に掲げる基準に該当するものであること。	地域	イ	イ	イ	イ
イ	一般国道百七十号線以西で東海旅客鉄道東海道新幹線以南の地域並びに市道千里丘三島線との交点以南の府道大阪中央環状線、その交点から府道正雀停車場線との交点までの市道千里丘三島線、その交点から府道大阪高槻京都線との交点までの府道大阪高槻京都線及びその交点以北の府道茨木摂津線以西の地域	地域	イ	イに掲げる地域以外の地域	揚水機の吐出口の断面積（平方センチメートル）	ストレーナーの位置（地表面下メートル）
イ	イに掲げる地域以外の地域	イ	イ	一般国道百七十号線以南の地域	四五以下	二二以下
イ	イに掲げる地域以外の地域	イ	イ	イに掲げる地域以外の地域	五五以下	五五〇以深
イ	イに掲げる地域以外の地域	イ	イ	イに掲げる地域以外の地域	五五以下	二二以下
イ	イに掲げる地域以外の地域	イ	イ	イに掲げる地域以外の地域	五五以下	六五〇以深
イ	イに掲げる地域以外の地域	イ	イ	イに掲げる地域以外の地域	五五以下	下メートル
イ	イに掲げる地域以外の地域	イ	イ	イに掲げる地域以外の地域	五五以下	一〇〇以深

別表第一（第四条の二関係）

葛飾区	足立区（荒川左岸の地域並びに新田、宮城及び小台に限る。）	鳩ヶ谷市	東京都のうち	葛飾区	東京鳩ヶ谷線との交点までの県道大宮鳩ヶ谷線及びその交点以南の県道東京鳩ヶ谷線以東の地域並びに県道浦和草加線以北の地域を除く。）	昭和五十三年一月二十六日	昭和五十一年四月五日
草加市	八潮市（県道鶴ヶ曽根草加線との交点以北の県道平方東京線、その交点から葛西用水との交会点までの県道鶴ヶ曽根草加線及びその交会点以南の葛西用水以西の地域であつて、市道五号以東で県道松戸草加線以南の地域を除く地域に限る。）	市川市（日本国有鉄道総武本線以南で江戸川以東の地域に限る。）	昭和五十五年二月一日	昭和五十六年四月一日			
八潮市	八潮市（県道鶴ヶ曽根草加線との交点以北の県道平方東京線、その交点から葛西用水との交会点までの県道鶴ヶ曽根草加線及びその交会点以南の葛西用水以東で県道松戸草加線以北の地域並びに県道松戸草加線以南の地域を除く地域に限る。）	船橋市（日本国有鉄道総武本線以南で海老川以西の地域に限る。）	昭和五十六年七月二十日	昭和五十六年七月二十日			
千葉県のうち	千葉県のうち	市川市（日本国有鉄道総武本線以南で江戸川以東の地域に限る。）	昭和五十六年七月二十日	昭和五十六年七月二十日			
西淀川区	西淀川区（大阪駅以東の日本国有鉄道東海道本線以西の地域に限る。）	尼崎市（阪神電気鉄道本線以南の地域に限る。）	昭和三十八年十月一日	昭和三十八年四月一日			
福島区	福島区（日本国有鉄道大阪環状線以北の地域に限る。）	尼崎市（阪神電気鉄道本線以南の地域に限る。）	昭和三十九年四月一日	昭和三十九年四月一日			
大淀区	大淀区（一般国道百七十六号線以西の地域に限る。）	大阪市（うち）	昭和三十九年八月一日	昭和三十九年八月一日			
大阪市	大阪市（うち）	東淀川区（大阪駅以東の日本国有鉄道東海道本線以西の地域に限る。）	昭和三十八年十月一日	昭和三十八年十月一日			
東淀川区	東淀川区（大阪駅以東の日本国有鉄道東海道本線以西の地域に限る。）	福島区（日本国有鉄道大阪環状線以南の地域に限る。）	昭和三十九年四月一日	昭和三十九年四月一日			
尼崎市	尼崎市（阪神電気鉄道本線以北の地域で県道尼崎池田線以東の地域に限る。）	福島区（日本国有鉄道大阪環状線以南の地域に限る。）	昭和三十九年八月一日	昭和三十九年八月一日			
墨田区	墨田区（北十間川以北の地域に限る。）	東淀川区（大阪駅以東の日本国有鉄道東海道本線以東の地域で日本国有鉄道片町線貨物支線以西の地域に限る。）	昭和四十一年一月五日	昭和四十一年一月五日			
荒川区	荒川区（江北橋より下流の新荒川右岸の地域（宮城町及び小台町を除く。）に限る。）	東淀川区（大阪駅以東の日本国有鉄道東海道本線以東の地域で日本国有鉄道片町線貨物支線以西の地域に限る。）	昭和四十一年一月五日	昭和四十一年一月五日			

様式第1 (第3条関係)

井戸使用許可申請書

年 月 日

最

申請者 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名及び住所

工業用水法第3条第1項の規定に基づき、井戸の使用の許可を受けたいので、下記のとおり申請します。

井戸の設置の場所	都道府県 区市町村 丁目 番地	※ 整理番号	号
		※ 受理年月日	年 月 日
井戸のストレーナーの位置(地表面下メートル)		※ 許可番号	号
井戸の揚水機の吐出口の断面積(平方センチメートル)		※ 許可年月日	年 月 日
添付書類 1 井戸の構造図 2 井戸の設置の場所を示す図面 3 井戸使用計画書 4 法第5条第2項の規定の適用を受けようとする場合その事情を説明する書類			

- 備考 1 ※印欄は、記入しないこと。
 2 添付書類の欄は、添付されているものについて○印を付すること。
 3 用紙の大きさは、A列4号とすること。

様式第2 (第3条、第5条関係)

井戸の構造図

※ 許可又は届出番号	号
------------	---

構造図		
揚水機の種類及び出力	種類	出力

- 備考 1 ※印欄は、記入しないこと。
 2 構造図には、井戸の掘さくが完了しているときは井戸付近の地層断面を付記すること。
 3 出力は、揚水機の定格出力を記載すること。
 4 出力の単位は、キロワットを用いること。ただし、内燃機関を有する揚水機にあつては、仮馬力を用いることができる。
 5 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第3 (第3条関係)

井戸使用計画書

※許可番号

号

揚水能力 (立方メートル/時)				
年間稼動日数				

時期区分	月～月	月～月	月～月	月～月
運転時間 (時間/日)				
揚水量 (立方メートル/時)				
用途別使用水量 (立方メートル/日)				

その他の				
------	--	--	--	--

使用開始予定年月日	年	月	日
-----------	---	---	---

備考 1 ※印欄は、記入しないこと。

2 用紙の大きさは、A列4号とすること。

様式第4 (第5条関係)

井戸使用届出書

年 月 日

殿

氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名及び住所

工業用水法第6条第3項の規定に基づき、下記のとおり届け出ます。

井戸の設置の場所	都道府県 区市町村 丁目番地	※整理番号	号
井戸のストレーナーの位置(地表面下メートル)		※届出番号	号
		※届出年月日	年 月 日
井戸の揚水機の吐出口の断面積(平方センチメートル)		*	
		*	

添付書類

- 1 井戸の構造図
- 2 井戸の設置の場所を示す図面
- 3 井戸使用状況説明書

備考 1 ※印欄は、記入しないこと。

2 用紙の大きさは、A列4号とすること。

様式第5 (第5条関係)

井戸使用状況説明書

※届出番号 号

揚水能力(立方メートル/時)				
年間稼動日数				

時期区分	月～月	月～月	月～月	月～月
運転時間(時間／日)				
揚水量(立方メートル/時)				
用途別 使用水量 (立方メートル/日)				
水位 (地表面下 メートル)	静止水位			
	運転水位			
水温(℃)	最高			
	最低			
水質	(年月日調査)			

設置年月日 年月日

備考 1 ※印欄は、記入しないこと。
2 用紙の大きさは、A列4号とすること。

様式第6 (第6条関係)

井戸変更許可申請書

年月日

殿

申請者 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名及び住所

工業用水法第7条第1項の規定に基づき、井戸の変更の許可を受けたいので下記のとおり申請します。

許可又は届出番号	号	※整理番号	号		
許可又は届出年月日	年月日	※受理年月日	年月日		
井戸のストレーナーの位置 (地表面下メートル)	現在	※許可番号	号		
	変更後				
井戸の揚水機の吐出口の断面積(平方センチメートル)	現在	※	年月日		
	変更後				
添付書類					
1 井戸の構造図 2 井戸の使用計画書 3 法第5条第2項の規定の適用を受けようとする場合、その事情を説明する書類					

備考 1 ※印欄は、記入しないこと。
2 添付書類の欄は、添付されているものについて○印を付すること。
3 用紙の大きさは、A列4号とすること。

様式第7（第6条関係）

井戸の構造図

※ 許可又は
届出番号

構造図			
揚水機の種類及び 出力	種類		出力
	現在		現在
	変更後		変更後

備考 1 ※印欄は、記入しないこと。

- 2 構造図には、井戸の掘さくが完了しているときは井戸付近の地層断面を付記すること。
 - 3 出力は、揚水機の定格出力を記載すること。
 - 4 出力の単位は、キロワットを用いること。ただし、内燃機関を有する揚水機にあつては、馬力を用いることが可能である。
 - 5 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第8（第6条関係）

井戸使用計画書

※ 許可又は
届出番号

	現 在	変 更 後
揚 水 能 力 (立 方 メートル / 時)		
年 間 稼 動 日 数		

そ の 他

変更完了予定期日 年 月 日

備考 1 ※印欄は、記入しないこと

2 用紙の大きさは、A列4号とすること。

様式第9(第7条関係)

氏名等変更届出書

年月日

殿

氏名又は名称及び住所並び
に法人にあつてはその代表
者の氏名及び住所
届出者

下記のとおり氏名(名称、住所)を変更したので、工業用水法第9条の規定により届け出ます。

許可又は届出番号			号
許可又は 届出年月日	年月日		※整理番号 ※受理年月日
変更の内容	変 更 前		変 更 後
変更の理由			

備考 1 ※印欄は、記入しないこと。

2 用紙の大きさは、A列4号とすること。

様式第10(第8条関係)

許可承継届出書

年月日

殿

氏名又は名称及び住所並び
に法人にあつてはその代表
者の氏名及び住所
届出者

下記のとおり許可の承継をしたので、工業用水法第10条第3項の規定により届け出ます。

許可又は届出番号	号	※整理番号	号
許可又は 届出年月日	年月日	※受理年月日	年月日
承継年月日	年月日		
被承継人の氏名又は 名称及び住所			
承継の原因			

備考 1 ※印欄は、記入しないこと。

2 用紙の大きさは、A列4号とすること。

様式第11(第9条関係)

許可井戸廃止届出書

年月日

殿

氏名又は名称及び住所並び
に法人にあつてはその代表
者の氏名及び住所

下記のとおり許可井戸を廃止したので、工業用水法第11条の規定により届け出ます。

許可又は届出番号	号	※整理番号	号
許可又は 届出年月日	年月日	※受理年月日	年月日
廃止年月日	年月日		
廃止の内容			

- 備考 1 ※印欄は、記入しないこと。
 2 廃止の内容の欄は、工業用水法第11条各号に該当する事情を記入すること。
 3 用紙の大きさは、A列4号とすること。

様式第12(第10条関係)

井戸変更報告書

年月日

殿

氏名又は名称及び住所並び
に法人にあつてはその代表
者の氏名及び住所

工業用水法第24条の規定により、下記のとおり許可井戸の変更について報告します。

許可又は届出番号	号	※整理番号	号					
許可又は 届出年月日	年月日	※受理年月日	年月日					
井戸のストレーナー の位置(地表面下メートル)	変更前							
	変更後							
井戸の 揚水機	吐出口の断面積(平方センチメートル)	変更前			変更前		変更前	
		変更後		種類	変更後		出力	変更後
変更年月日		年月日						

- 備考 1 ※印欄は、記入しないこと。
 2 出力は、揚水機の定格出力を記載すること。
 3 出力の単位は、キロワットを用いること。ただし、内燃機関を有する揚水機にあつては、
 ブラ馬力を用いることができる。
 4 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第13(第10条関係)

井戸使用状況報告書

年月日

殿

氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名及び住所
報告者

工業用水法第24条の規定により、下記のとおり許可井戸の使用状況を報告します。

許可又は届出番号	号	※整理番号	号
		※受理年月日	年月日
許可又は 届出年月日			

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
月間稼働日数												
運転時間(時間/日)												
揚水量 (立方メートル/時)												
用途別使 用水量												
立方メ ートル /日												
水位(地 表面下メ ートル) 静止水位												
運転水位												
水温(℃)												
水質	(年月日調査)											

備考
1 ※印欄は、記入しないこと。
2 用紙の大きさは、A4号とする。